

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

全国漁業共済組合連合会 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、別添のとおり、各漁業共済組合組合長理事に依頼文を発出したので、御了知頂くとともに、共済事故発生の際は貴連合会においても、再共済金の早期支払等が行えるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

広島県漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、県庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

三重県漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、県庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

長崎県漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、県庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

熊本県漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、県庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

宮崎県漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、県庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 水漁第 9 9 4 号  
令和 3 年 10 月 1 日

日本漁船保険組合 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 3 年台風第 14 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）

この度の令和 3 年台風第 14 号により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握とともに、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。